

報告第三号

一時借入金に對する件

昭和二十九年年度中におりて本町特別会計国民健康保険才出予算内の支出に充てるため次の通り一時借入することができらる

記

一借入金額 百萬元以内

一借入先 高知県国民健康保険回体連合会

一借入利率 下元金百円につき一日二厘

昭和二十九年八月二十五日専決

右地方自治法第一七九條によつて専決処分

をなしたるにより全条第三項の規定によつて

報告する

昭和二十九年九月三十日報告

三朝町長 坂出 雅

昭和廿九年 十月 十日 承認

三朝町議會議長 天野 廉

